

市 会 事 務 局 (担当 調査課 電話 222-3697)

またきち (京都市会マスコットキャラクター)

議会基本条例骨子の取りまとめについて

現在,京都市会では、市会改革推進委員会(※)(以下「委員会」という。)において、議会活動の理念,原則、制度などの基本的な事項を定める議会基本条例の制定について、検討を行っています。この度、委員会での活発な議論を経て、議会基本条例骨子(以下「骨子」という。)を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

今後,議会基本条例(骨子)に係る市民の皆様への説明会を実施し,条文化に向けて更に検討を行います。

※ 市会改革推進委員会

議会機能の充実・強化及び開かれた市会のより一層の推進を図るため、平成23年5月、地方自治法に規定する「協議・調整の場」として設置しました。

20名の委員(委員長1名,副委員長3名)が所属し、原則として月1回開会しています。

記

1 骨子の取りまとめに至る経過

市会改革推進委員会では、平成23年5月の設置以降、議会運営のルール作りや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について検討を重ねるとともに、京都市会の役割や、議員の使命、市民と議会との関係などについて定めた「京都市会の基本理念」を、平成24年8月に全会派の合意により取りまとめました。

これらの議論を基に議会基本条例の検討を進め、以下の経過により骨子を取りまとめました。

日 付	内 容
平成24年 9月13日	・ 議会基本条例の制定について検討を行うに当たり、委員会にお
	いて,学識者(法政大学廣瀬克哉教授)からの意見聴取を実施。
平成24年10月16日	・ 委員会において、委員長から骨子案が提出される。
	・ 議会基本条例の具体的な検討を行うため、検討部会を設置。
平成24年11月15日	・ 期間中、委員会及び検討部会をそれぞれ、計5回ずつ開催し、
~	委員長から提出された骨子案を基に、骨子の取りまとめに向けた
平成25年 3月25日	検討を行う(平成25年3月25日の委員会で取りまとめ)。

2 骨子の内容

〇 前文

京都市及び京都市会の歴史、条例の制定に当たっての決意等について

〇 総則

条例の目的, 理念について

〇 議会の活動原則

議会の位置付け、議会の役割、議会改革について

〇 議員の活動原則

議員の使命, 政治倫理, 会派について

〇 市民と議会との関係

市民との関係,市民との情報共有,市民の参画の機会の充実,請願・陳情の取扱い,公聴会・参考人制度の活用,情報の公開,傍聴,広報・広聴の充実等について

○ 市長等の執行機関と議会との関係

市長との関係、議会の監視機能、議会の政策立案・政策提案等について

〇 議会運営の原則等

会期、委員会の活動、会議等における質疑応答の方法について

〇 議会の権能強化

専門的知見の活用,調査機関・附属機関の設置,政策研究会等の設置,他都市議会との連携等 について

※ 骨子の全文については、京都市会ホームページから御覧いただけます。

URL: http://www.city.kyoto.jp/shikai/

3 議会基本条例(骨子)に係る市民への説明会について

今後、議会基本条例の検討状況について、市会改革推進委員会の委員から市民の皆様に報告させていただくため、説明会を開催する予定です。日時や開催場所等の詳細については、決まり次第、改めてお知らせします。

4 問合せ先

京都市会事務局 調査課 Ты 222-3697